

確定申告

国税務課町民税係 ☎028(677)6013

芳賀町確定申告相談会の会場は、役場2階大会議室です

◆芳賀町確定申告相談会

- 会場 役場2階大会議室
- 期間 2月16日(木)～3月15日(水)の平日のみ
- 時間 午前の部 8:30～11:00
午後の部 13:00～16:00
- 受付延長 2月22日(水)、3月2日(木)
19:00まで延長



職員の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては一定期間、相談会を中断する可能性があります。

申告が必要なのは、どんな場合？

申告が必要な場合の例は、下の図の通りです。参考にしてください。

申告が必要な場合(例)

- ・シルバー人材センターで働いて分配金を受けとった。
- ・農地を貸していて、現金やお米をもらった。
- ・副業収入がある。
- ※1 給与を2カ所以上の会社からもらっている。
- ・個人年金など、公的年金以外の年金を受けとった。
- ・収入がない。

※1

税務署で申告が必要な場合

- ・青色申告をする。
- ・1回目の住宅ローン控除等を受ける。
- ・土地、家屋、株式等の譲渡所得がある。
- ・株式、出資金の配当所得がある。
- ・雑損控除を受ける。
- ・給与の収入金額が2,000万円を超える。
- ・暗号資産の収入がある。

これらの場合は町で申告を受け付けることができません

※1 申告しなくてもよい場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申告が不要な場合(例)

- ・収入が給与や公的年金(※2)のみで、年末調整が済んでいる。
- ・無収入の未成年者で、扶養控除の対象または扶養親族になっている。

※2 公的年金の合計収入金額が400万円以上の場合は申告が必要です。

町での申告に関するお問い合わせは、税務課窓口へ2月15日(水)までにお願いします。



今年はスマホでやってみませんか？

スマホでかんたん！確定申告

申告書作成所要時間は約20分！
待ち時間や受付不要で、いつでもどこでも申告が可能です。(メンテナンス時を除く)
まずは試しに専用サイト「確定申告書等作成コーナー」にアクセスしてみましょう。



確定申告書等作成コーナー▶

※令和4年分の確定申告書等作成コーナー公開は、1月上旬を予定しています。

スマートフォン申告に必要なもの

- ☑ マイナンバーカードとマイナンバーカードの暗証番号
- ☑ スマートフォン (マイナンバーカード読取対応機種)
- ☑ 源泉徴収票、医療費控除の明細書、収支の明細書など



日曜日の申告について

日曜日に申告したい場合には、宇都宮税務署で実施する申告相談をご利用ください。

- 実施日 2月19日(日)、2月26日(日)
- 会場 マロニエプラザ
- 実施団体 宇都宮税務署
- 対応内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談

真岡税務署での申告について

真岡税務署 ☎0285(82)2115 (自動音声がかかりますので、「2」の番号を選択してください)

真岡税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

- 期間 2月16日(木)～3月15日(水)
- 時間 相談受付 8:30～16:00
相談開始 9:00～

会場 真岡税務署1階会議室
確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

国税庁LINE公式アカウント▶



※還付申告に限り、申告期間前でも申告相談を受け付けています。

※スマートフォンをお持ちの方は、確定申告会場で、基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。

